

ライフ・リタイアメントプラン関連改正事項（税制改正以外）

1. 教育費関連

（1）児童手当と児童扶養手当

① 児童手当

2024年10月分から、支給対象が高校生年代（18歳到達年度の末日までにある子）までに拡大されるとともに、所得制限が撤廃され、対象者全員が給付対象となった。また、子についても、22歳到達年度の末日までにある子のうち、大学在学中等で親に扶養されるなど、親等に経済的負担がある場合は子としてカウントされ、年長者から第1子、第2子、第3子と数える。

手当の額は次のとおりで、支給回数は年6回、偶数月に前2ヵ月分が後払い方式で支払われる。

	3歳未満	3歳～高校生
第1子、第2子	1人当たり月額 15,000円	1人当たり月額 10,000円
第3子以降	1人当たり月額 30,000円	

② 児童扶養手当

2025年1月支給分から、児童3人目以降の加算額が、児童2人目の加算額と同額に引き上げられた。

- ・ 2025年度の全部支給額：児童1人は月額46,690円、2人目以降は1人増えるごとに月額11,030円が加算される。

（2）高等学校等就学支援金

2025年度から世帯の所得制限が撤廃され、月額9,900円（年11.88万円）を上限に、すべての世帯の高校生が支援対象となった。なお、年収目安590万円未満(注)の世帯については、私立の全日制における支援上限額が月額33,000円（年間39.6万円）に拡大される。

（注）下記算式で得た額が154,500円未満（保護者の合算）であること

「市町村民税所得割の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」

（3）多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化（2025年4月実施）

多子世帯（扶養する子どもの数が3人以上）の学生等については、国または地方公共団体から一定の要件を満たすと確認を受けた大学、短期大学、高等専門学校（4・5年）、専門学校などの授業料や入学金について、所得制限を設けることなく無償化された。例えば、扶養する子どもが3人いる場合は、第1子、第2子が大学生であれば、無償化の対象となる。なお、無償化の上限は、修学支援制度における第I区分の授業減免額と同額である。

＜第I区分（住民税非課税世帯）の減免標準額（年額）＞

	国公立		私 立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大 学	282,000円	535,800円	260,000円	700,000円
短期大学	169,200円	390,000円	250,000円	620,000円
高等専門学校	84,600円	234,600円	130,000円	700,000円
専門学校	70,000円	166,800円	160,000円	590,000円

(4) 国の教育ローンの最長返済期間の延長

令和7年度予算成立分から、最長返済期間が18年から20年に延長された。

(5) 高等教育の就学支援制度に係る資産基準の緩和

令和7年度より資産基準が緩和され、生計維持者の人数にかかわらず、現金、預貯金、有価証券等の資産合計額（不動産は除く）が5,000万円未満※であれば申請可能となった。

※令和6年度までの資産基準は2,000万円未満（生計維持者2人の場合）であった。

2. 公的年金制度

(1) 2025年度の年金額

年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率が+2.3%、消費者物価指数の変動率が+2.7%であった。このように、「0 < 賃金 < 物価」の場合、法の規定により新規裁定者、既裁定者とも名目手取り賃金変動率2.3%で改定される。また、年金額が増額改定となるため、2025年度のマクロ経済スライド▲0.4%が発動される。

よって、下記のとおり、2025年度の改定率を改定する率は1.019、基礎年金を改定する率は1.065となり、1956(昭和31)年4月2日以降生まれの者の老齢基礎年金額は前年度より1.9%引き上げられ、年額831,700円（月額69,308円）となった。

- ・ 2025年度の改定率を改定する率 = $1.023 \times 0.996 \div 1.019$
- ・ 2025年度の改定率 = 前年度改定率 $1.045 \times 1.019 \div 1.065$
- ・ 2025年度の老齢基礎年金額 = $780,900円 \times 1.065 \div 831,700円$ （月額69,308円）

[参考／1956(昭和31)年4月1日以前生まれの者]

- ・ 2025年度の改定率を改定する率 = $1.023 \times 0.996 \div 1.019$
- ・ 2025年度の改定率 = 前年度改定率 $1.042 \times 1.019 \div 1.062$
- ・ 2025年度の老齢基礎年金額 = $780,900円 \times 1.062 \div 829,300円$ （月額69,108円）

(2) 基礎年金関係

老齢基礎年金額	831,700円
2級障害基礎年金	831,700円
1級障害基礎年金	1,039,625円
遺族（障害）基礎年金の 子の加算額	第2子まで 239,300円 第3子以降 79,800円

(3) 厚生年金関係

定額単価	1,734円
加給年金額	配偶者 239,300円 第2子まで 239,300円 第3子以降 79,800円
配偶者特別加算額	35,400円～176,600円
+ 加給年金額239,300円	415,900円
3級障害年金の最低保障 および中高齢寡婦加算額	623,800円
障害手当金	最低保障額 1,247,600円

(4) 公的年金制度改正の推移と主な内容

実施年月	概 要
2020年 4 月	外国に赴任する第 2 号被保険者に同行する場合などの例外を除き、国内居住が第 3 号被保険者の要件に加えられた。
2021年 4 月	(賃金<0<物価)、(賃金<物価<0) の場合の年金額改定は、賃金変動率による改定に統一された。
2022年 4 月	① 国民年金手帳を廃止し、基礎年金番号通知書へ切り替え ② 老齢給付の繰上げ減額率を 1 月当たり 0.4% に緩和 → 対象者は 1962 (昭和 37) 年 4 月 2 日以降生まれの者 ③ 老齢基礎年金、老齢厚生年金の繰下げ受給の上限年齢を 75 歳に引上げ → 対象者は 1952 (昭和 27) 年 4 月 2 日以降生まれの者 ④ 60 歳台前半の在職老齢年金の支給停止調整額を、60 歳台後半の支給停止調整額と同額に引上げ ⑤ 65 歳以上で在職中の厚生年金被保険者について、毎年 9 月 1 日を基準日として、10 月以後の年金額を改定する在職定時改定を導入
2023年 4 月	70 歳以降で繰下げ請求する場合の 5 年前時点での繰下げ制の新設
2024年 10 月	短時間労働者への適用拡大の事業所要件について、常時使用される従業員数を 50 人超へ拡大

(5) 確定拠出年金制度の改正

実施年月	概 要
2022年 4 月	老齢給付金の受給開始時期の上限年齢を 75 歳 (1952 (昭和 27) 年 4 月 2 日以後生まれの者が対象) に引上げ
2022年 5 月	企業型 DC、個人型 DC への加入可能年齢を引上げ ① 企業型 DC は、実施事業所に使用される第 1 号等厚生年金被保険者 (最長 70 歳未満) に拡大 ② 個人型 DC (iDeCo) は、国民年金の第 1 号 (任意加入者は 65 歳未満) ・第 2 号 (最長 65 歳未満) ・第 3 号被保険者 (60 歳未満)
2022年 10 月	企業型 DC 加入者の個人型 DC (iDeCo) 加入への要件緩和 ① 規約において「個人型へ加入することができる」とする要件を廃止 ② マッチング拠出を利用しない者は iDeCo へ加入することができる
2024年 12 月	拠出限度額の見直し ・ 企業型 DC の事業主掛金…月額 5.5 万円－DB 等の事業主掛金相当額 ・ iDeCo…「月額 5.5 万円－(各月の企業型 DC の事業主掛金額＋DB 等其他制度掛金相当額)」で得た額の範囲で月額 2 万円上限

3. 健康保険関連法規の改正

(1) マイナ保険証への移行

2024年12月2日、従来の健康保険証（国民健康保険、後期高齢者医療制度を含む）の新規発行は停止され、健康保険被保険者証とマイナンバーカードを一体化した「マイナ保険証」の利用を基本とする仕組みに移行した。被扶養者も、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナ保険証で受診することができる。

マイナ保険証で受診した場合は、マイナポータルに診療や投薬のデータが一括管理され、本人が同意すればそのデータを診療に役立てることができる。また、窓口の一部負担金の割合や高額療養費の適用区分等の確認が可能となることから、原則として窓口での限度額を超える立替払いが不要となる。

マイナ保険証を有していない者やマイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない者には、保険者から「資格確認書」が発行され、これを窓口で提示すれば保険診療が受けられる。なお、従来の健康保険証は、経過措置として有効期限（最長2025年12月1日）まで使用することができる。

4. 雇用保険関連の改正

(1) 自己都合退職における給付制限期間の短縮（2025年4月1日施行）

自己都合退職の場合、待期の7日間に加え、原則2ヵ月の給付制限期間が必要とされていたが、2025年4月以後に離職した者の給付制限期間は、原則1ヵ月※に短縮された。

また、離職者が離職日前1年以内または離職期間中に教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練や公共職業訓練等（2025年4月1日以後の受講開始に限る）を受けた場合、申出により給付制限期間が解除される。

※離職日以前5年間のうち自己都合退職が3回以上の場合や、本人の重大な責任による解雇等の場合の給付制限期間は3ヵ月となる。

(2) 高年齢雇用継続給付の見直し（2025年4月1日施行）

2025年4月以後に60歳に達する者（1965年4月2日以後生まれ）について、60歳以後の賃金低下率に伴う高年齢雇用継続給付の支給率および特別支給の老齢厚生年金の支給停止率が見直された。

- ・ 60歳以後の賃金が、60歳到達時点の賃金の64%以下に低下した場合、各月に支払われた賃金に10%を乗じた額が支給される。
- ・ 60歳以後の賃金が、60歳到達時点の64%超75%未満の水準である場合、給付金の支給率は10%から逡減する。
- ・ 給付金の支給率が最高の10%である場合、標準報酬月額の4%に相当する額の年金が支給停止となる。

(3) 教育訓練給付金の追加給付の新設（2024年10月1日以後受講開始者が対象）

- ・ 特定一般教育訓練において、新たに資格取得等した場合は、教育訓練経費の10%相当額（5万円上限）が追加支給される。
- ・ 専門実践教育訓練において、訓練修了後の賃金が訓練前より5%以上上昇した場合は、教育訓練経費の10%相当額（年間8万円上限）が追加支給される。

＜教育訓練給付金の支給率＞

訓練種類	本体給付	追加給付① (資格取得等)	追加給付② (賃金上昇)	最大給付率
特定一般 (上限額)	40% (20万円)	10% (5万円)	なし	50% (25万円)
専門実践 (上限額)	50% (40万円／年)	20% (16万円／年)	10% (8万円／年)	80% (64万円／年)

(4) 教育訓練休暇給付金の創設 (2025年10月施行)

雇用保険の被保険者が、教育訓練を受けるために無給の休暇を取得した場合、基本手当に相当する給付として、賃金の一定割合を支給する教育訓練休暇給付金が創設される。本制度は、労働者が自発的に教育訓練に専念するために仕事から離れる場合、その訓練期間中の生活費を支援するための仕組みとして導入される。

＜教育訓練休暇給付金の概要＞

対 象 者	・雇用保険の被保険者であること
支 給 要 件	・教育訓練受講のための、無給の休暇を取得すること ・休暇取得日前において被保険者期間が5年以上であること
給 付 内 容	・離職した場合に支給される基本手当の額と同じ ・給付日数は、被保険者期間に応じて90日、120日、150日のいずれか

(5) 教育訓練費用等を対象とする融資制度の創設 (2025年10月施行)

雇用保険の被保険者ではない者（雇用保険の適用がない雇用労働者や離職者、雇用保険の受給が終了した者、雇用されることを目指すフリーランスなど）が、教育訓練を受けるための費用やその間の生活費などに充てるための融資制度が創設される。

融 資 内 容	・貸付上限 : 年間240万円（最大2年間） ・利 率 : 年2.0%
そ の 他	・教育訓練修了後の賃金が増加した場合は、残債の一部が免除される

(6) 出生後休業支援給付の創設 (2025年4月施行)

父親は子の出生後8週間以内（産後パパ育休期間内）、母親は産後休業期間終了後8週間以内に、両親が共に14日以上の子育て休業を取得する場合、28日を限度に育児休業給付金の給付率が13%上乗せされ、休業開始時賃金の80%相当額（上限351,456円）に増額される。

なお、配偶者が専業主婦（夫）である場合、またはひとり親家庭である場合は、配偶者の育児休業取得は求められない。

(7) 育児時短就業給付の創設 (2025年4月施行)

被保険者が2歳未満の子を養育するために短時間勤務を行い、賃金が減額支給された場合に、減額部分の一部を補てんする制度である。時短勤務中の賃金が時短勤務前賃金の90%未満となった場合は、減額して支払われた賃金額の10%相当額が支給される。時短勤務後の賃金水準が90%以上である場合は、「時短後の賃金＋給付の額」が、時短前賃金の額を超えることがないように、給付率が調整される。

5. 直近の資産税関連

(1) 相続時精算課税の110万円基礎控除の創設（2024年1月施行）

相続時精算課税を選択したのち、2024年1月以後に受ける特定贈与者からの贈与については、毎年、110万円の基礎控除が設けられることとなった。その年の特定贈与者からの受贈額が基礎控除額以下の場合は申告不要となり、特定贈与者死亡時の相続財産への加算は、過去の基礎控除部分を除いた額を加算する扱いとなる。

（注）特定贈与者が2名以上の場合は、基礎控除額を受贈額で按分して適用する。

[2024年1月以後の贈与時の贈与税額の計算式]

$$\{ (\text{特定贈与者からの受贈額} - \text{基礎控除額110万円}) - \text{特別控除2,500万円} \} \times 20\%$$

(2) 暦年課税贈与における生前贈与加算期間の見直し

2027年1月以後の相続から、生前贈与の加算期間（現行3年）が段階的に7年に延長される。延長された期間（相続開始前4年～7年）に受けた贈与財産は、その価額の合計額から100万円を控除した残額を相続財産に加算する。

[相続の開始時期と生前贈与加算の範囲]

相続の開始時期	生前贈与加算の対象となる贈与財産
2026年12月31日以前	相続開始前3年以内の贈与財産
2027年1月～2030年12月まで	2024年1月1日から相続開始までの贈与財産
2031年1月1日以後	相続開始前7年以内の贈与財産